



令和5年度 集団指導

定期巡回・隨時対応型訪問介護看護

筑後市 高齢者支援課



目 次

1 定義 及び 基本方針について	3
2 人員基準について	5
4 設備基準について	8
5 運営基準について	9
6 介護報酬算定について	24

【注意事項】

個別のサービスごとの資料について、令和3年度にお示しした内容から報酬改定等により変更した箇所には~~~~~を記載しています。また、

誤字等の修正や内容をわかりやすく変更した箇所は**赤字**で記載しています。



「筑後市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する条例（平成24年条例第23号。以下「市密着基準条例」）」は、指定地域密着型サービスの事業がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものです。指定地域密着型事業者は、この基準を遵守し、常にその事業の運営の向上に努めなければなりません。また、この基準を満たさない場合は、指定地域密着型サービスの指定又は更新を受けることはできません。

ここでは、基準の中でも特に重要なものを一覧表にして整理しました。指定・運営に関する基準の全文を必ず確認していただき、基準を遵守した運営を行ってください。

1 定義 及び 基本方針

【定義】<法第8条第15項>

「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

ア 居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は隨時通報を受け、その者の居宅において、介護福祉士その他第2項の政令で定める者（注1）により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるもの（注2）を行うとともに、看護師その他厚生労働省令で定める者（注3）により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行うこと。

ただし、療養上の世話又は必要な診療の補助にあっては、主治の医師がその治療の必要な程度につき厚生労働省令で定める基準（注4）に適合していると認めた居宅要介護者についてのものに限る。

イ 居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は隨時通報を受け、訪問看護を行う事業所と連携しつつ、その者の居宅において介護福祉士その他第二項の政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるもの（注2）を行うこと。

（注1）介護員養成研修修了者

（注2）入浴、排せつ、食事等の介護、これらに付隨して行われる調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の居宅要介護者に必要な日常生活上の世話

（注3）保健師、准看護師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士

（注4）病状が安定期にあり、居宅において看護師又は前条に規定する者が行う療養上の世話又は必要な診療の補助を要することとする。

【基本方針】<市密着基準条例第5条>

指定地域密着型サービスに該当する定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は隨時通



報によりその者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の安心してその居宅において生活を送ることができるようするための援助を行うとともに、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものでなければならない。

2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容く密着基準省令第3条の3>

定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次の各号に掲げるサービスを提供するものとする。

ア 定期巡回サービス

訪問介護員等が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話

- 「定期的」とは原則として1日複数回の訪問を行うことを想定していますが、訪問回数及び訪問時間等については適切なアセスメント及びマネジメントに基づき、利用者との合意の下に決定されるべきもので、利用者の心身の状況等に応じて訪問を行わない日があることを必ずしも妨げるものではありません。また、訪問時間については短時間に限らず、必要なケアの内容に応じ柔軟に設定します。

イ 随時対応サービス

あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助を行う又は訪問介護員等の訪問若しくは看護師等による対応の要否等を判断するサービス

- 利用者のみならず利用者の家族等からの在宅介護における相談等にも適切に対応してください。また、随時の訪問の必要性が同一時間帯に頻回に生じる場合には、利用者の心身の状況を適切に把握し、定期巡回サービスに組み替える等の対応を行います。なお、通報の内容によっては、必要に応じて看護師等からの助言を得る等、利用者の生活に支障がないように努めます。

ウ 随時訪問サービス

随時対応サービスにおける訪問の要否等の判断に基づき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して行う日常生活上の世話

- 随時の通報があってから、概ね30分以内で駆け付けられるような体制確保に努めます。なお、同時に複数の利用者に対して随時の訪問の必要性が生じた場合の対応方法についてあらかじめ定めておくとともに、適切なアセスメントの結果に基づき緊急性の高い利用者を優先して訪問する場合があり得ること等について、利用者に対する説明を行う等あらかじめサービス内容について理解を得ます。

エ 訪問看護サービス

看護師等が利用者の居宅を訪問して行う療養上の世話又は必要な診療の補助

- 訪問看護サービスについては、医師の指示に基づき実施されるものであり、全ての利用者が対象となるものではありません。また、訪問看護サービスには定期的に行うもの及び随時に行うもののいずれも含まれます。



<p>オペレーター 〈密着基準省令第3条の4〉</p>	<p>＜隨時対応サービスとして、利用者等からの通報に対応する従業者＞</p> <p>ア 提供時間帯を通じて1以上確保されるために必要な数以上</p> <p>イ 看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員</p> <p>・当該オペレーターがオペレーターとして勤務する時間以外の時間帯において、当該オペレーター又は事業所の看護師等との緊密な連携を確保することにより、利用者からの通報に適切に対応できると認められる場合は、サービス提供責任者として1年以上（初任者研修課程修了者及び旧2級課程修了者のサービス提供責任者は3年以上）従事した者をオペレーターとして充てることができます。</p> <p>・午後6時から午前8時までの時間帯については、ICT等の活用により、事業所外においても、利用者情報（具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況や家族の状況等）の確認ができるとともに、電話の転送機能等を活用することにより、利用者からのコールに即時にオペレーターが対応できる体制を構築し、コール内容に応じて、必要な対応を行うことができると認められる場合は、必ずしも事業所内で勤務する必要はない。</p> <p>ウ オペレーターのうち1人以上は、常勤の看護師、介護福祉士等でなければならない。</p> <p>エ オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該定期巡回・随时対応型訪問介護看護サービス事業所の定期巡回サービス、訪問看護サービス、同一敷地内の訪問介護、訪問看護若しくは夜間対応型訪問介護の事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。</p> <p>オ 定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所に次のいずれかの施設等が同一敷地内または道路も隔てて隣接する等の場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、エの規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>(1) 短期入所生活介護事業所</p>
---------------------------------	--



	<p>(2) 短期入所療養介護事業所 (3) 特定施設 (4) 小規模多機能型居宅介護事業所 (5) 認知症対応型共同生活介護事業所 (6) 地域密着型特定施設 (7) 地域密着型介護老人福祉施設 (8) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (9) 介護老人福祉施設 (10) 介護老人保健施設 (11) 介護療養型医療施設 (12) 介護医療院</p> <p>力 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随时対応サービスの提供に支障がない場合は、工及びオの規定にかかわらず、オペレーターは、隨時訪問サービスに従事することができる。</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"><p>・オペレーターが隨時訪問サービスに従事している場合において、当該事業所の利用者に対する随时訪問サービスの提供に支障がないときは、アの規定にかかわらず随时訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。</p></div>
訪問介護員等 <密着基準省令第 3条の4>	<p>1 定期巡回を行う訪問介護員等</p> <p>ア 交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上</p> <p>2 隨時訪問を行う訪問介護員等</p> <p>ア 提供時間帯を通じて専ら隨時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上</p> <p>イ 専ら当該隨時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。利用者の処遇に支障がない場合は、当該事業所の定期巡回サービス又は同一施設内にある訪問介護若しくは夜間対応型訪問介護の事業所の職務に従事することができる。</p> <p>ウ ・午後6時から午前8時までの時間帯については、ICT等の活用により、事業所外においても、利用者情報（具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況や家族の状況等）の確認ができるとともに、電話の転送機能等を活用することにより、利用者からのコールに即時にオペレーターが対応できる体制を構築し、コール内容に応じて、必要な対応を行うことができると認められる場合は、必ずしも事業所内で勤務する必要はない。</p>



	<p>3 訪問看護を行う看護師等（※一体型の場合）</p> <p>ア 保健師、看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）</p> <ul style="list-style-type: none">・常勤換算方法で2.5以上・看護職員のうち1人以上は、常勤の保健師又は看護師でなければならない。・看護職員のうち1人以上は、提供時間帯を通じて、事業者との連絡体制が確保された者でなければならない。・常時の配置を求めてはいませんが、利用者の看護ニーズに適切に対応するため、常時、当該看護職員のうち1人以上の者との連絡体制を確保しなければなりません。 <p>イ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 事業所の実情に応じた適當数</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"><p>共通事項</p><p>「訪問介護員」の資格について 介護福祉士、看護師、准看護師、介護職員初任者研修、介護職員実務者研修、（旧）介護職員基礎研修課程修了者又は（旧）訪問介護員1級・2級の研修課程を修了した者</p></div>
計画作成責任者	<ul style="list-style-type: none">・事業所ごとに、従業者であって看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員であるもののうち1人以上を、利用者に対する計画の作成に従事する者（計画作成責任者）としなければならない。・利用者の処遇に支障がない場合は、管理者との兼務もできる。
管理者 <密着基準省令第3条の4>	<p>ア 事業所ごとに配置すること イ 専ら職務に従事する者であること ウ 常勤であること</p> <p>ただし、管理上支障がない場合には、当該事業所の他の職務又は同一敷地内にある他の事業所、施設の職務に従事することができる。</p>

★筑後市密着指定規則で定める独自基準

事業者（法人等）、法人の役員、事業所の管理者が、暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。



3

施設基準について

ア 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けること

- ・事務室又は区画については、利用申込の受付、相談等に対応するために適切なスペースを確保することが必要です。
- ・他の事業と同一の事務室であっても差し支えませんが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分されている、又は、区画が明確に特定されていることが必要です。

イ サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えること

- ・特に手指を洗浄するための設備等、感染症予防に必要な設備等に配慮することが必要です。
- ・事業の運営に支障がない場合は、同一敷地内の他事業所、施設等の設備、備品等を使用することができます。

ウ 利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等及び隨時適切に利用者からの通報を受け付けることができる通信機器等を備え、必要に応じオペレーターに携帯させること。ただし、利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等については、事業者が適切に利用者の心身の状況等の情報を蓄積するための体制を確保している場合あって、オペレーターが該当情報を常時閲覧できるときは、これを備えないことがあります。

- ・利用者から通報を受けるための機器は利用者の心身の状況等の情報を蓄積し、利用者からの通報を受信した際に瞬時にそれらの情報が把握できるものでなければなりませんが、通報を受信する機器と、利用者の心身の情報を蓄積する機器は同一の機器でなくても差し支えありません。したがって、通報を受け付ける機器としては、携帯電話等であっても差し支えありません。

エ 利用者が援助を必要とする状態となったときに適切にオペレーターに通報できるよう、利用者に通報のための端末機器を配布すること。ただし、利用者が適切にオペレーターに隨時の通報を行うことができる場合は、この限りではない。

- ・利用者に配布するケアコール端末は、利用者が援助を必要とする状態となったときにボタンを押すなどにより、簡単にオペレーターに通報できるものでなければなりません。ただし、利用者の心身の状況によって、一般的家庭用電話や携帯電話でも隨時の通報を適切に行うことが可能と認められる場合は、利用者に対し携帯電話やケアコール端末等を配布せず、利用者所有の家庭用電話や携帯電話により隨時の通報を行わせることも差し支えないものとします。



4

運営基準について

内容及び手続の説明及び同意 ＜密着基準省令第3条の7＞	事業者は、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、「運営規程の概要」「従業者の勤務の体制」「事故発生時の対応」「苦情処理の体制」「提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)」等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。
提供拒否の禁止 ＜密着基準省令第3条の8＞	事業者は、正当な理由なく指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の提供を拒んではならない。
サービス提供困難時の対応 ＜密着基準省令第3条の9＞	事業者は、当該事業所の通常の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。
受給資格等の確認 ＜密着基準省令第3条の10＞	ア 事業者は、サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。 イ 事業者は、前項の被保険者証に、介護保険法第78条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するよう努めなければならない。
要介護認定の申請に係る援助 ＜密着基準省令第3条の11＞	ア 事業者は、サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 イ 事業者は、指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行わなければならない。
心身の状況等の把握	事業者は、サービスの提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス



<密着基準省令第3条の12>	担当者会議等を通じて、利用者的心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。
居宅介護支援事業者等との連携 <密着基準省令第3条の13>	<p>ア 事業者は、サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>・これは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、医療が必要とされる場合があることから、医療が円滑に提供できるよう、常に保健医療サービス等を提供する者との連携の確保に努めなければならないことを規定したものです。</p> <p>イ 事業者は、サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>
居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 <密着基準省令第3条の15>	事業者は、居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。
居宅サービス計画等の変更の援助 <密着基準省令第3条の16>	事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。
身分を証する書類の携行 <密着基準省令第3条の17>	事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、面接時、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。
サービスの提供の記録 <密着基準省令第3条の18> <市密着基準条例第15条>	<p>ア 事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際には、サービスの提供日、内容、保険給付の額その他必要な事項を利用者の居宅サービス計画等（利用票）に記載しなければならない。</p> <p>イ 事業者は、サービスを提供した際は、提供した具体的なサービスの内容、利用者的心身の状況その他必要な事項を記載するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。</p> <p>ウ サービス内容の記録は、サービス提供に係る保険給付支払の日から5年間保存しなければならない。</p>



<p>利用料等の受領</p> <p>〈密着基準省令第3条の19〉</p>	<p>ア 事業者は、利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅においてサービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>イ 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>ウ 事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅においてサービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>エ 上記の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>・利用者へ配布するケアコール端末に係る設置料、リース料、保守料等の費用の徴収は認められませんが、利用者宅から事業所への通報に係る通信料（電話料金）については、利用者が負担すべきものです。</p>
<p>基本取扱方針</p> <p>〈密着基準省令第3条の21〉</p>	<p>ア 定期巡回サービス及び訪問看護サービスについては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、随時対応サービス及び随時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報に適切に対応して行うものとし、利用者が安心してその居宅において生活を送ることができるようにしなければならない。</p> <p>イ 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行うとともに、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならぬ。</p> <p>※介護・医療連携推進会議を活用した評価の実施が必須となります。</p>
<p>具体的取扱方針</p> <p>〈密着基準省令第3条の22〉</p>	<p>ア 定期巡回サービスの提供に当たっては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るために必要な援助を行うものとする。</p> <p>イ 随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーターは、計画作成責任者及び定期巡回サービスを行う訪問介護員等と密接に連携し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うものとする。</p> <p>・随時訪問サービスを適切に提供するため、定期巡回サービスの提供や看護職員の行うアセスメント等により、利用者の心身の状況等の把握に努めるとともに、利用者とのコミュニケーションを図り、利用者が通報を行い易い環境づくりに努めます。</p>



	<p>ウ 随時訪問サービスの提供に当たっては、定期巡回・随时対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行うものとする。</p> <p>エ 訪問看護サービスの提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び定期巡回・随时対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うものとする。</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"><p>・訪問看護サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況を踏まえて、妥当適切に行うとともにその生活の質の確保を図るよう、主治医との密接な連携のもとに定期巡回・随时対応型訪問介護看護計画に沿って行います。</p></div> <p>オ 訪問看護サービスの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導等を行うものとする。</p> <p>カ 特殊な看護等については、これを行ってはならないものとする。</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"><p>・訪問看護サービスの提供に当たっては、利用者の健康状態と経過、看護の目標や内容、具体的な方法その他療養上必要な事項について利用者及びその家族に理解しやすいよう指導又は説明を行うとともに、医学の立場を堅持し、広く一般に認められていない看護等については行ってはなりません。</p></div> <p>キ サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、その提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。</p> <p>ク 介護技術及び医学の進歩に対応し、適切な介護技術及び看護技術をもってサービスの提供を行うものとする。</p> <p>ケ 利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を利用者に交付するものとする。</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"><p>・利用者から合鍵を預かる場合には、従業者であっても容易に持ち出すことができないよう厳重な管理を行い、利用者に安心感を与えます。</p></div>
主治の医師との関係 <密着基準省令第3条の23>	※定期巡回・随时対応型訪問介護看護計画及び訪問看護報告書の提出に係る部分を除く。 <p>ア 事業所の常勤看護師等は、主治の医師の指示に基づき適切な訪問看護サービスが行われるよう必要な管理をしなければならない。</p> <p>イ 事業者は、訪問看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。</p>



	<p>ウ 事業者は、主治の医師に定期巡回・随时対応型訪問介護看護計画（訪問看護サービスの利用者に係るものに限る）及び訪問看護計画を提出し、訪問看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。</p> <p>エ 医療機関が運営する場合にあっては、主治の医師の文書による指示並びに定期巡回・随时対応型訪問介護看護計画及び訪問看護報告書の提出は、診療録その他の診察に関する記録への記載をもって代えることができる。</p>
定期巡回・随时対応型訪問介護看護計画等の作成 <密着基準省令第3条の24>	<p>ア 計画作成責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び隨時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び隨時訪問サービスの内容等を記載した定期巡回・随时対応型訪問介護看護計画を作成しなければならない。</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"><ul style="list-style-type: none">定期巡回・随时対応型訪問介護看護計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、サービスの提供によって解決すべき問題状況を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、担当する定期巡回・随时対応型訪問介護看護従業者の氏名、当該従業者が提供するサービスの具体的な内容、所要時間、日程等を明らかにします。計画の様式については、各事業所ごとに定めるもので差し支えありません。</div> <p>イ 既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿って作成しなければならない。ただし、提供する日時等については、当該居宅サービス計画に定められたサービスが提供される日時等にかかわらず、当該居宅サービス計画の内容及び利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、計画作成責任者が決定することができる。この場合において、計画作成責任者は、当該定期巡回・随时対応型訪問介護看護計画を、当該利用者を担当する介護支援専門員に提出するものとする。</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"><ul style="list-style-type: none">利用者を担当する介護支援専門員に対しては、適宜、定期巡回・随时対応型訪問介護看護計画を報告し、緊密な連携を図ります。</div> <p>ウ 看護職員が利用者の居宅を定期的に訪問して行うアセスメントの結果を踏まえ、作成しなければならない。</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"><ul style="list-style-type: none">介護と看護が一体的に提供されるべきものであることから、医師の指示に基づく訪問看護サービスの利用者はもとより、訪問看護サービスを利用しない者であっても、保健師、看護師又は准看護師による定期的なアセスメント及びモニタリングを行わなければなりません。</div>



	<p>工 訪問看護サービスの利用者に係る定期巡回・随时対応型訪問介護看護計画については、アに加え、当該利用者の希望、心身の状況、主治の医師の指示等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載しなければならない。</p> <p>才 計画作成責任者が常勤看護師等でない場合には、常勤看護師等は、工の記載に際し、必要な指導及び管理を行うとともに、力に規定する利用者又はその家族に対する定期巡回・随时対応型訪問介護看護計画の説明を行う際には、計画作成責任者に対し、必要な協力をを行わなければならない。</p> <p>力 計画作成責任者は、定期巡回・随时対応型訪問介護看護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"><p>・計画作成責任者は、定期巡回・随时対応型訪問介護看護計画の目標や内容等については、利用者又はその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行います。</p></div> <p>キ 計画作成責任者は、定期巡回・随时対応型訪問介護看護計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>ク 計画作成責任者は、定期巡回・随时対応型訪問介護看護計画の作成後、当該計画の実施状況の把握（モニタリング）を行い、必要に応じて計画の変更を行うものとする。</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"><p>・計画作成責任者は、定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者の行うサービスが定期巡回・随时対応型訪問介護看護計画に沿って実施されているかについて把握するとともに、助言、指導等必要な管理を行わなければなりません。</p></div> <p>ケ 訪問看護サービスを行う看護師等（准看護師を除く）は、訪問看護サービスについて、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成しなければならない。</p> <p>コ 常勤看護師等は、訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"><p>・訪問看護サービス利用者に係る定期巡回・随时対応型訪問介護看護計画及び訪問看護報告書を定期的に主治医に提出しなければなりません。</p></div>
同居家族へのサービス提供の禁止 <密着基準省令	事業者は、定期巡回・随时対応型訪問介護看護従業者に、その家族である利用者に対する定期巡回・随时対応型訪問介護看護（随时対応サービスを除く）の提供をさせてはならない。



第3条の25>	
利用者に関する 市町村への通知 <密着基準省令第 3条の26>	事業者は、指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護を受けている利用者が下記のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。 ①正当な理由なしに指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ②偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。
緊急時等の 対応 <密着基準省令第 3条の27>	ア 従業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。 イ アの従業者が看護職員である場合にあっては、必要に応じて臨時応急の手当てを行わなければならない。
管理者等の 責務 <密着基準省令第 3条の28>	ア 事業所の管理者は、当該事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行なわなければならない。 イ 事業所の管理者は、当該事業所の従業者に規定等を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。 ウ 計画作成責任者は、指定事業所に対するサービスの利用の申込みに係る調整等のサービスの内容の管理を行うものとする。
運営規程 <密着基準省令第 3条の29>	事業者は事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容（「●人以上」の記載方法でOK） ③ 営業日及び営業時間 ④ 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ 緊急時等における対応方法 ⑦ 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法 ⑧ その他運営に関する重要な事項 ⑨ <u>虐待の防止に関する事項</u>
勤務体制の 確保等 <密着基準省令 第3条の30>	ア 事業者は、利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 ・事業所ごとに、月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしてください。 イ 事業者は、事業所ごとに当該事業所の従業者によってサービスを提供



	<p>しなければならない。ただし、事業所が適切にサービスを利用者に提供する体制を構築しており、他の訪問介護、夜間対応型訪問介護又は訪問看護の事業所との密接な連携を図ることにより当該事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等との契約に基づき、当該指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。</p> <p>ウ 隨時対応サービスについては、市町村長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所の間の契約に基づき、当該複数の指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。</p> <p>エ 事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p> <div style="border: 1px dashed #ccc; padding: 5px; margin-top: 10px;"><p>・「高齢者虐待防止」「身体的拘束廃止への取組み」等に関する研修を、年1回以上行ってください（高齢者虐待防止法第20条）。</p></div> <p>オ 事業者は、適切なサービスを提供する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>※事業主が講るべき措置の具体的な内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおり。なお、セクハラについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。</p> <p>a 事業主が講るべき措置の具体的な内容</p> <p>①事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従事者に周知・啓発すること。</p> <p>②相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。</p> <p>b 事業所が講じることが望ましい取組について</p> <p>顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のため、事業者が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組</p> <p>①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備</p>
--	--



	<p>② 被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）</p> <p>③ 被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種、業態等の状況に応じた取組）が規定されていること。</p>
<u>業務継続計画の策定等</u>	<p>【3年間の経過措置あり、令和6年3月31日までの間は努力義務】</p> <p>ア 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>※以下の項目等を記載すること。想定される災害等に地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。</p> <p>a 感染症に係る業務継続計画</p> <p>①平時からの備え（体制構築、整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）</p> <p>②初動対応</p> <p>③感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）</p> <p>b 災害に係る業務継続計画</p> <p>①平常時の対応（建物、整備の安全確保、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必需品の備蓄等）</p> <p>②緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）</p> <p>③他施設及び地域との連携</p> <p>イ 事業者は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。</p> <p>※職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修について、感染症の予防及びまん延防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。</p> <p>※訓練においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回</p>



	<p>以上)に実施するもの。</p> <p>※感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。</p> <p>※訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。</p> <p>ウ 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p>
衛生管理等 <密着基準省令第 3条の31>	<p>ア 事業者は、従事者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。</p> <p>イ 事業者は、事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めなければならない。</p> <p>ウ 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じること。</p> <p>ア 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(感染対策委員会)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ※感染対策委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができる ※感染対策委員会は他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営して差し支えない。 他のサービス事業所との連携等により行うことも差し支えない。</p> <p>イ 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 指針には以下の項目を規定すること。 A)平常時の対策 事業所内の衛生管理(環境の整備等)、ケアにかかる感染対策(手洗い、標準的な予防策) B)発生時の対応 発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告</p> <p>ウ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的(年1回以上)に実施すること。 ※新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい ※研修の実施内容を記録すること ※研修では指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や感染対策をした上でのケアの演習などを実施すること。 ※訓練は実施手法は問わないが、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施すること。</p>



掲示 〈密着基準省令 第3条の32〉	<ul style="list-style-type: none">事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"><ul style="list-style-type: none">事業所の「指定（更新）通知書」も併せて掲示してください。<p>〈市密着指定規則第2条第4項〉</p></div>
秘密保持等 〈密着基準省令 第3条の33〉	<p>ア 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>イ 事業者は、当該事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>ウ 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならぬ。</p>
広告 〈密着基準省令 第3条の34〉	事業者は、指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはならない。
居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 〈密着基準省令 第3条の35〉	事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
苦情処理 〈密着基準省令 第3条の36〉	<p>ア 事業者は、提供した定期巡回・隨時対応型訪問介護看護に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>イ 事業者は、苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>ウ 事業者は、提供した定期巡回・隨時対応型訪問介護看護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p>



	<p>工 事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。</p> <p>才 事業者は、提供した定期巡回・随时対応型訪問介護看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（以下、国保連）が行う介護保険法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国保連から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>力 事業者は、国保連からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国保連に報告しなければならない。</p>
地域との連携等 <密着基準省令 第3条の37>	<p>ア 事業者は、定期巡回・随时対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、事業所が所在する市町村の職員又は当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随时対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（介護・医療連携推進会議）を設置し、おおむね6月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対し定期巡回・随时対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者及びその家族が参加する場合は、テレビ電話装置等を活用について同意を得なければならない。）</p> <p>イ 事業者は、報告、評価、要望、助言等について記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</p> <p>ウ 事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した定期巡回・随时対応型訪問介護看護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>エ 事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、正当な理由がある場合を除き、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、サービスの提供を行わなければならない。</p>
事故発生時の 対応 <密着基準省令 第3条の38>	<p>ア 事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>イ 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p>



	<p>ウ 事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>
虐待の防止 〈密着基準省令 第3条の38の 2〉	<p>【3年間の経過措置あり、令和6年3月31日までの間は努力義務】</p> <ul style="list-style-type: none">・虐待の未然防止<p>指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心掛けながらサービス提供にあたる必要があり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する介護事業所の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。</p>・虐待の早期発見<p>指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制・市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましい。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者からの市町村への虐待の届出について、適切な対応とすること。</p>・虐待等への迅速かつ適切な対応<p>虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するように努めることとする。</p> <p>以下の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための次に掲げる事項を実施するものとする。</p> <p>ア 「虐待の防止のための対策を検討する委員会」を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。 ※虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。そこで得た結果については、従業者に周知徹底を図る必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none">a 虐待防止検討委員会その他事業者内の組織に関することb 虐待の防止のための指針の整備に関することc 虐待の防止のための職員研修の内容に関することd 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関することe 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関することf 虐待等が発生した場合に、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関することg 前号の再発の防止策を講じた際にその効果についての評価に関すること <p>※「虐待の防止のための対策を検討する委員会」（以下「虐待防止検討委員会）は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及</p>



	<p>び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要である。また、事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。</p> <p>※一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。</p> <p>※なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えない。</p> <p>※また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」等を遵守すること。</p>
イ	<h3>虐待の防止のための指針を整備すること</h3> <p>※事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。</p> <ul style="list-style-type: none">a 事業所における虐待の防止に関する基本的な考え方b 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項c 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針d 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針e 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項f 成年後見制度の利用支援に関する事項g 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項h 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項i その他虐待の防止の推進のための必要な事項
ウ	<h3>虐待の防止のための従業者に対する研修を定期的に実施すること。</h3> <p>※従事者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。</p> <p>※職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが必要である。</p> <p>※また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、事業所内職員研修での研修で差し支えない。</p>
エ	<h3>虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置くこと</h3> <p>※事業所における虐待を防止するための体制として、ア～ウまでに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従事者が務めることが望ましい。</p>



会計の区分 <密着基準省令 第3条の39>	事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。
記録の整備 <密着基準省令 第3条の40> <市密着基準 条例第15条>	<p>事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>★サービスの提供に係る保険給付支払の日から<u>5年間</u></p> <p>【整備しておくべき記録】</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画(2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録(3) 主治の医師による指示の文書(4) 訪問看護報告書 <p>★記録の完結の日から<u>2年間</u></p> <ul style="list-style-type: none">(1) 利用者が次のいずれかに該当する場合に行わなければならない市への通知に係る記録<ul style="list-style-type: none">ア 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。イ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。(2) 利用者及びその家族からの苦情の内容等の記録(3) 利用者に対するサービスの提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
指定訪問看護 事業者との連携 <密着基準省令 第3条の42>	<p>ア 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、当該連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対して指定訪問看護の提供を行う指定訪問看護事業者と連携しなければならない。</p> <p>イ 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、連携する指定訪問看護事業者（以下、連携指定訪問看護事業者）との契約に基づき、当該連携指定訪問看護事業者から、次の各号に掲げる事項について必要な協力を得なければならない。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 第3条の24第3項に規定するアセスメント(2) 随時対応サービスの提供に当たっての連絡体制の確保(3) 第3条の37第1項に規定する介護・医療連携推進会議への参加(4) その他連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たって必要な指導及び助言



5

報酬に関する基準について

定期巡回・随時対応型訪問介護看護費について

(1) 地域区分別1単位の単価・・・筑後市(その他):10円

(2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(I)※一体型/1月につき

一体型		訪問看護なし	訪問看護あり
介 護 度	(一) 要介護1	5,697	8,312
	(二) 要介護2	10,168	12,985
	(三) 要介護3	16,883	19,821
	(四) 要介護4	21,357	24,434
	(五) 要介護5	25,829	29,601

- 訪問看護サービスの「通院が困難な利用者」の趣旨は、通院により、同様のサービスが担保されるのであれば、通院サービスを優先すべきという趣旨。
- 末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者並びに精神科訪問看護・指導料（診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表の第2章第8部区分番号I 012 に掲げる精神科訪問看護・指導料をいう。）及び精神科訪問看護基本療養費（訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成20年厚生労働省告示第67号）別表の区分番号01-2の精神科訪問看護基本療養費をいう。）に係る訪問看護の利用者を除く。）を除く。 → 医療保険での訪問看護サービスが適用される。

「厚生労働大臣が定める疾病等（平成27年厚労告第94号4）」

多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。）をいう。）、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。）、プリオノ病、亜急性硬化解性全脳炎、ライムゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髓性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態

- 主治の医師（介護老人保健施設の医師を除く。）が、当該利用者が急性増悪等により一時に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、指示の日から14日間に限って、医療保険の給付対象となるので、**訪問看護サービス利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(I)は算定せず、日割り計算とする。**
- 准看護師**が訪問看護サービスを行った場合は、所定単位数の100分の98に相当する単位数



を算定する。

(3) 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護費（Ⅱ）※連携型／1月につき

連携型		月額	日割り
介 護 度	(一) 要介護1	5,697	187
	(二) 要介護2	10,168	334
	(三) 要介護3	16,883	555
	(四) 要介護4	21,357	703
	(五) 要介護5	25,829	850

2 各加算について

他サービスを利用した場合の減算

（通所系サービス）

通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護若しくは認知症対応型通所介護
→ 所定単位数から、当該月の通所系サービスの利用日数に下表に掲げる単位数を乗じて得た単位数を減算する。

＜減算単位数＞

区分	要介護度別の減算単位数
・定期巡回・随时対応型訪問介護看護費（Ⅰ） (訪問看護サービスを行わない場合)	要介護1 △ 62 単位 要介護2 △111 単位 要介護3 △184 単位 要介護4 △233 単位 要介護5 △281 単位
・定期巡回・随时対応型訪問介護看護費（Ⅱ）	
・定期巡回・随时対応型訪問介護看護費（Ⅰ） (訪問看護サービスを行う場合)	要介護1 △ 91 単位 要介護2 △141 単位 要介護3 △216 単位 要介護4 △266 単位 要介護5 △322 単位

（短期入所系サービス）

短期入所生活介護若しくは短期入所療養介護、短期利用認知症対応型共同生活介護、小規模対機能型居宅介護（短期利用居宅介護費を算定する場合に限る）、短期利用特定施設入居者生活介護、地域密着型短期利用特定施設入居者生活介護若しくは看護小規模多機能型居宅介護（短期利用居宅介護費を算定する場合に限る）
→ 短期入所系サービスの利用日数に応じた日割り計算を行う。具体的には、当該月の日数



から、当該月の短期入所系サービスの利用日数（退所日を除く。）を減じて得た日数に、サービスコード表の定期巡回・隨時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）又は（Ⅱ）の日割り単価を乗じて得た単位数を、当該月の所定単位数とする。

※月途中からの利用開始、または月途中での利用終了の場合も上記と同様に日割りとなる。

同一敷地内建物に居住する利用者に対する取扱い

事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物（以下、同一敷地内建物等）に居住する利用者に対する取扱い

- ・事業所と同一敷地内建物等に居住する利用者（1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）に対して、1月につき**600単位**を所定単位数から減算する。
- ・事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、1月につき**900単位**を所定単位数から減算する。

※ 減算を受けている者と減算を受けていない者との公平性の観点から、減算を受けている者の区分支給限度基準額を計算する際には、減算前の単位数を用いること。

(1) 同一敷地内建物等の定義

「同一敷地内建物等」とは、当該事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地（当該事業所と建築物が道路等を挟んで設置している場合を含む。）にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを指すものである。具体的には、一体的な建築物として、当該建物の1階部分に定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所がある場合や当該建物と渡り廊下でつながっている場合などが該当し、同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合などが該当すること。

(2) 当該減算は、定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所と建築物の位置関係により、効率的なサービス提供が可能であることを適切に評価する趣旨であることに鑑み、本減算の適用については、位置関係のみをもって判断することがないよう留意すること。具体的には、次のような場合を一例として、サービス提供の効率化につながらない場合には、減算を適用すべきではないこと。

(同一敷地内建物等に該当しないものの例)

- ・ 同一敷地であっても、広大な敷地に複数の建物が点在する場合
- ・ 隣接する敷地であっても、道路や河川などに敷地が隔てられており、横断するために迂回しなければならない場合

(3) 同一の建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者と異なる場合であっても該当すること。



(4) 同一敷地内建物等に50人以上居住する建物の定義

- 同一敷地内建物等のうち、当該同一敷地内建物等における当該定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所の利用者が50人以上居住する建物の利用者全員に適用されるものである。
- この場合の利用者数は、1月間（暦月）の利用者数の平均を用いる。この場合、1月間の利用者の数の平均は、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とする。この平均利用者数の算に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとする。

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

※届出必要

(区分支給限度額外)

当該事業所が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している登録者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、定期巡回・随时対応型訪問介護看護を行った場合は、1月につき所定単位数の100／5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

<別に厚生労働大臣が定める地域>

離島振興対策実施地域／奄美群島／豪雪地帯及び特別豪雪地帯／辺地／振興山村／小笠原諸島／半島振興対策実施地域／特定農山村地域／過疎地域／沖縄振興特別措置法に規定する離島

緊急時訪問看護加算

【一体型／区分支給限度基準額の算定対象外】

- 一体型定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所が、利用者の同意を得て、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合（訪問看護サービスを行う場合に限る。）には、1月につき315単位を所定単位数に加算する。

※当該加算を介護保険で請求した場合には、同月に訪問看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該各サービスにおける緊急時訪問看護加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における24時間対応体制加算は算定できない。

※当該加算は、1人の利用者に対し、1か所の事業所に限り算定できる。



特別管理加算

【一体型／区分支給限度基準額の算定対象外】

- ・一体型定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所が、訪問看護サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合は、1月につき次に掲げる所定単位数のいずれかを加算する。

・特別管理加算（Ⅰ） 500 単位	・医科診療報酬点数表に掲げる在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態
特別管理加算（Ⅱ） 250 単位	<ul style="list-style-type: none">・医科診療報酬点数表に掲げる在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態・人工肛門又は人工膀胱を設置している状態・真皮を越える褥瘡の状態・点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態 <p>※当該加算を介護保険で請求した場合には、同月に訪問看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該各サービスにおける特別管理加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における特別管理加算は算定できない。</p> <p>※当該加算は、1人の利用者に対し、1か所の事業所に限り算定できる。</p>

ターミナルケア加算

※届出必要

【一体型／区分支給限度基準額の算定対象外】

- ・在宅で死亡した利用者について、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村に届け出た一体型定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所が、死亡日及び死亡日前14日以内に2日、（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは1日）以上ターミナルケアを行った場合（24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む。）



は、死亡月につき2,000単位を所定単位数に加算する。

※当該加算を介護保険で請求した場合には、同月に訪問看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該各サービスにおけるターミナルケア加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の訪問看護ターミナルケア療養費及び訪問看護・指導料における在宅ターミナルケア加算は算定できない。

※当該加算は、1人の利用者に対し、1か所の事業所に限り算定できる。

- ・ターミナルケアの提供においては、次に掲げる事項を訪問看護サービス記録書に記録しなければならない。

- a 終末期の身体症状の変化及びこれに対する看護についての記録
- b 療養や死別に関する利用者及び家族の精神的な状態の変化及びこれに対するケアの経過についての記録
- c 看取りを含めたターミナルケアの各プロセスにおいて利用者及び家族の意向を把握し、それに基づくアセスメント及び対応の経過の記録

なお、cについては、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、利用者本人及びその家族等と話し合いを行い、利用者本人の意思決定を基本に、他の関係者との連携の上対応すること。

- ・ターミナルケアの実施にあたっては、他の医療及び介護関係者と十分な連携を図ること。

厚生労働大臣が定める状態

多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。）をいう。）、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。）、プリオノ病、亜急性硬化解性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髓性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態

急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態

初期加算

- ・利用を開始した日から起算して30日以内の期間については、1日につき30単位を所定単位数に加算する。30日を超える病院又は診療所への入院の後に利用を再び開始した場合も同様とする。

※ただし、登録者が入院した場合の入院日（入院初日及び退院日を除く）は算定できない。



退院時共同指導加算

(※一体型)

- 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、保健師、看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が退院時共同指導（当該者又はその看護に当たっている者に対して、病院、診療所又は介護老人保健施設の主治の医師その他の職員と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供することをいう。）を行った後、当該者の退院又は退所後に初回の訪問看護サービスを行った場合に、当該退院又は退所につき1回（特別な管理を必要とする利用者については2回）に限り、600単位を所定単位数に加算する。

総合マネジメント体制強化加算

※届出必要

(区分支給限度基準額の算定対象外)

- 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所が、指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護の質を継続的に管理した場合は、1月につき1,000単位を所定単位数に加算する。
 - ア 定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回サービス、随时対応サービス及び隨時訪問サービス並びに訪問看護サービスを適宜適切に組み合わせて、利用者にとって必要なサービスを必要なタイミングで提供し、総合的に利用者の在宅生活の継続を支援するために、計画作成責任者、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が、日常的に共同して行う調整や情報共有等の取組を評価するものである。
 - イ 次に掲げるいずれにも該当する場合に算定する。
 - a 定期巡回・随时対応型訪問介護看護計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、計画作成責任者、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、隨時適切に見直しを行っていること。
 - b 定期巡回・随时対応型訪問介護看護が地域に開かれたサービスとなるよう、地域との連携を図るとともに、地域の病院の退院支援部門、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に対し、事業所において提供することができる具体的なサービスの内容等について日常的に情報提供を行っていること。

「厚生労働大臣が定める基準」

次に掲げる基準のいずれにも該当すること。

- イ 利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、隨時、計画作成責任者、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、定期巡回・随时対応型訪問介護看護計画の見直しを行っていること。
- 地域の病院、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に対し、指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所が提供することのできる指定定期巡回・随时対応型訪問介



護看護の具体的な内容に関する情報提供を行っていること。

生活機能向上連携加算

所定の体制を備えて、サービスを提供した場合に、下記(Ⅱ)、(Ⅰ)のいずれかの加算が算定できる。

① 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200 単位／月

利用者に対して、訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際に計画作成責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づく定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行ったときは、初回の当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護が行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。
ア 「生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画」とは、利用者の日常生活において介助等を必要とする行為について、単に訪問介護員等が介助等を行うのみならず、利用者本人が、日々の暮らしの中で当該行為を可能な限り自立して行うことができるよう、その有する能力及び改善可能性に応じた具体的目標を定めた上で、訪問介護員等が提供する定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容を定めたものでなければならない。

イ アの定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に当たっては、訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、認可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心として半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下同じ。）の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下「理学療法士等」という。）が利用者の居宅を訪問する際に計画作成責任者が同行する又は当該理学療法士等及び計画作成責任者が利用者の居宅を訪問した後に共同してカンファレンス（サービス担当者会議として開催されるものを除く。）を行い、当該利用者のADL（寝返り、起き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排せつ等）及びIADL（調理、掃除、買物、金銭管理、服薬状況等）に関する利用者の状況につき、理学療法士等と計画作成責任者が共同して、現在の状況及びその改善可能性の評価（以下「生活機能アセスメント」という。）を行うものとする。この場合の「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院である。

ウ アの定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画には、生活機能アセスメントの結果のほか、



次に掲げるその他の日々の暮らしの中で必要な機能の向上に資する内容を記載しなければならない。

- a 利用者が日々の暮らしの中で可能な限り自立して行おうとする行為の内容
 - b 生活機能アセスメントの結果に基づき、aの内容について定めた3月を目途とする達成目標
 - c bの目標を達成するために経過的に達成すべき各月の目標
 - d b及びcの目標を達成するために訪問介護員等が行う介助等の内容
- エ ウのb及びcの達成目標については、利用者の意向及び利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定するとともに、利用者自身がその達成度合いを客観視でき、当該利用者の意欲の向上につながるよう、例えば当該目標に係る生活行為の回数や当該生活行為を行うために必要となる基本的な動作（立位又は座位の保持等）の時間数といった数値を用いる等、可能な限り具体的かつ客観的な指標を用いて設定すること。
- オ アの定期巡回・隨時対応型訪問介護看護計画及び当該計画に基づく訪問介護員等が行う定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の内容としては、例えば次のようなものが考えられること。達成目標として「自宅のポータブルトイレを1日1回以上利用する（1月目、2月目の目標として座位の保持時間）」を設定。
- （1月目）訪問介護員等は週2回の訪問の際、ベッド上で体を起こす介助を行い、利用者が5分間の座位を保持している間、ベッド周辺の整理を行なながら安全確保のための見守り及び付き添いを行う。
- （2月目）ベッド上からポータブルトイレへの移動の介助を行い、利用者の体を支えながら、排泄の介助を行う。
- （3月目）ベッド上からポータブルトイレへ利用者が移動する際に、転倒等の防止のため付き添い、必要に応じて介助を行う（訪問介護員等は、定期巡回・隨時対応型訪問介護看護提供時以外のポータブルトイレの利用状況等について確認を行う）。
- カ 本加算はイの評価に基づき、アの定期巡回・随时対応型訪問介護看護計画に基づき提供された初回の定期巡回・随时対応型訪問介護看護の提供日が属する月を含む3月を限度として算定されるものであり、3月を超えて本加算を算定しようとする場合は、再度イの評価に基づき定期巡回・随时対応型訪問介護看護計画を見直す必要があること。なお、当該3月の間に利用者に対する訪問リハビリテーション又は通所リハビリテーション等の提供が終了した場合であっても、3月間は本加算の算定が可能であること。
- キ 本加算を算定する期間中は、各月における目標の達成度合いにつき、利用者及び理学療法士等に報告し、必要に応じて利用者の意向を確認し、当該理学療法士等から必要な助言を得た上で、利用者のADL及びIADLの改善状況及びウのbの達成目標を踏まえた適切な対応を行うこと。

② 生活機能向上連携加算（I） 100 単位／月

計画作成責任者が、訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又は



リハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成し、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づく定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行ったときは、初回の当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護が行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

ア 生活機能向上連携加算(Ⅰ)については、①のイ、カ及びキを除き①を適用する。本加算は、理学療法士等が自宅を訪問せずにADL及びIADLに関する利用者の状況について適切に把握した上で計画作成責任者に助言を行い、計画作成責任者が、助言に基づき①アの定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成（変更）するとともに、計画作成から3月経過後、目標の達成度合いにつき、利用者及び理学療法士等に報告することを定期的に実施することを評価するものである。

a ①アの定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に当たっては、理学療法士等は、当該利用者のADL及びIADLに関する状況について、訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の場において把握し、又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の計画作成責任者と連携してICTを活用した動画やテレビ電話を用いて把握した上で、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の計画作成責任者に助言を行うこと。

なお、ICTを活用した動画やテレビ電話を用いる場合においては、理学療法士等がADL及びIADLに関する利用者の状況について適切に把握することができるよう、理学療法士等と計画作成責任者で事前に方法等を調整するものとする。

b 当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の計画作成責任者は、aの助言に基づき、生活機能アセスメントを行った上で、①アの定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成を行うこと。なお、①アの定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画には、aの助言の内容を記載すること。

c 本加算は、①アの定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した初回の月に限り、算定されるものである。なお、aの助言に基づき定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を見直した場合には、本加算を算定することは可能であるが、利用者の急性増悪等により定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を見直した場合を除き、①アの定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した翌月及び翌々月は本加算を算定しない。

d 3月経過後、目標の達成度合いにつき、利用者及び理学療法士等に報告すること。

なお、再度aの助言に基づき定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を見直した場合には、本加算の算定が可能である。



日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者に対し、専門的な認知症ケアを行った場合に加算する。

(1) 認知症専門ケア加算（I） 90 単位	<ul style="list-style-type: none">・事業所における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれがある症状を若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上であること。・認知症介護に係る専門的な研修を終了しているものを、対象者の数が20人未満である場合にあっては1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては、1に当該対象者の数が19を越えて10又はその端数を増すごとに1を超えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。・当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。
(2) 認知症専門ケア加算（II） 120 単位	<ul style="list-style-type: none">・(1) の基準のいずれも満たすこと・認知症介護の指導に係る専門的な研修を終了しているものを1名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。(同時に会する必要はない)・認知症介護の指導に係る介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施または実施を予定していること。

【その他の留意事項】

※日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」とは日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する利用者を指す。

※認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合が2分の1以上の算定方法は、算定日が属する月の前3月間の利用者実人員数の平均で算定すること。また届出を行った月以降も継続的に所定の割合以上であることが必要である。その割合については、毎月記録し、所定の割合を下回った場合については、直ちに加算等が算定されなくなる場合等の届出を提出しなければならない。

※当該ランクに該当するもののみ加算を算定することができる。



※「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、認知症介護実践リーダー研修、認知症看護に係る適切な研修を指すものである。

※会議の実施にあたっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催しても可。テレビ電話装置等を活用して行うことできるものとする。

サービス提供体制強化加算

※届出必要

(区分支給限度基準額の算定対象外)

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げりいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)サービス提供体制強化加算(I)750 単位	次のいずれにも適合すること。 ①事業所の全ての従業者に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。 ②利用者に関する情報や留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催していること。 ③事業所の全ての従業者に対し、健康診断等を定期的に実施すること。 ④事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の割合が100分の60以上又は事業所の訪問介護員等の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること
(2)サービス提供体制強化加算(II)640 単位	次のいずれにも適合すること。 ①サービス提供体制強化加算(I)の算定要件①から③までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ②事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の割合が100分の40以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護



	職員基礎研修課程修了者（平成25年4月以降は「旧介護職員基礎研修課程修了者」）の占める割合が100分の60以上であること。
(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)350単位	<p>次のいずれにも適合すること。</p> <p>①サービス提供体制強化加算(Ⅰ)の算定要件①から③までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>② ア 事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の割合が100分の30以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者（平成25年4月以降は「旧介護職員基礎研修課程修了者」）の占める割合が100分の50以上であること。</p> <p>イ 当該事業所の訪問介護員等の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の60以上であること。</p> <p>ウ 当該事業所の従業者の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。</p>

【その他算定要件】

○研修について

従業者ごとの研修計画については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容と研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、従業者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定すること。

○会議の開催について

- ・「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議」とは、事業所の従業者の全てが参加するものであること。
- ・実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催できること。
- ・会議の開催状況については、その概要を記録すること。
- ・「定期的」とは、概ね1月に1回以上開催されている必要があること。（テレビ電話装置等



で可)

- ・「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならないこと。
- ・利用者のADLや意欲 ・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望 ・家族環境・前回のサービス提供時の状況 ・その他サービス提供に当たって必要な事項

○健康診断について

- ・健康診断等については、労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない従業者も含めて、少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施すること。
- ・新たに加算を算定しようとする場合にあっては、少なくとも1年内に健康診断等が実施されることが計画されていることをもって足りるものとすること。

【割合の計算方法】

- ・職員の割合は、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く。）の平均を用いる。
- ・職員の数は、常勤換算方法により算出する。
- ・前年度の実績が6月に満たない事業所は、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いる。この場合、届出を行った月以降においても、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。割合は毎月記録し、所定の割合を下回った場合は、速やかに変更届を提出すること。（新規・再開事業所は4月目以降から届出できる。）
- ・介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者（「旧介護職員基礎研修課程修了者」）は、各月の前月末日時点で資格を取得している者とする。

介護職員処遇改善加算

※届出必要

（区分支給限度基準額の算定対象外）

別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和3年3月31日までの間((IV) 及び(V))については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。



区分	①～⑥ の基準	⑦キャリアパス 要件		⑧職場環境 等要件	加算率
加算（I）	適合	【I】【II】【III】を満たす	かつ	(i)を満たす	総単位数の [13.7%]
加算（II）		【I】【II】を満たす	かつ	(i)を満たす	総単位数の [10.0%]
加算（III）		【I】or【II】のいずれかを満たす	かつ	(ii)を満たす	総単位数の [5.5%]
加算（IV）		【I】or【II】のいずれかを満たす	または	(ii)を満たす	加算（III）の 90/100
加算（V）		いずれも満たさない			加算（III）の 80/100

※加算（IV）・（V）は廃止も、現算定事業所については、経過措置あり

【算定要件】

- ①介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込み額が、介護職員処遇改善加算の算定見込み額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- ②当該事業者において、①の賃金改善に関する計画並びに当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、市町村長に届け出ていること。
- ③介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市長・村長に届け出ること。
- ④当該事業者において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を市長・村長に報告すること。
- ⑤算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- ⑥当該事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。

⑦キャリアパスに関する要件

【キャリアパス要件Ⅰ】

次に掲げる要件を全てに適合していること

- (一) 介護職員の任用の際ににおける職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
- (二) (一) の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。



【キャリアパス要件Ⅱ】

- (三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
- (四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。

【キャリアパス要件Ⅲ】

- (五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。
- (六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

⑧職場環境等要件

- (i) 当該計画期間中に実施する賃金改善を除く処遇改善の内容及び当該介護職員の処遇改善に要する費用を全ての介護職員に周知していること。

介護職員等特定処遇改善加算	※届出必要
---------------	-------

(区分支給限度額外)

別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

介護職員等特定処遇改善加算（I）	1月あたりの総単位数（基本サービス費+各種加算・減算）× サービス別加算率〔6.3%〕
介護職員等特定処遇改善加算（II）	1月あたりの総単位数（基本サービス費+各種加算・減算）× サービス別加算率〔4.2%〕

【算定要件】

イ 介護職員等特定処遇改善加算（I）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。

(二) 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所における経験・技能のある介護職員の



賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。

- (三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと。
- (四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らないこと。
- (2) 当該事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。
- (3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。
- (4) 当該事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。
- (5) 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護費におけるサービス提供体制強化加算(I)又は(II)を算定していること。
- (6) 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護費における介護職員処遇改善加算(I)から(III)までのいずれかを算定していること。
- (7) 平成20年10月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。
- (8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

□ 介護職員等特定処遇改善加算(II)

イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 配分対象と配分方法

① 賃金改善の対象となるグループ

a 経験・技能のある介護職員	b 他の介護職員	c その他の職種
介護福祉士であって、経験・技能を有する介護職員と認められる者をいう。 具体的には、介護福祉士の資格を有するとともに、所属する法人等における勤続年数10年以上の介護職員を基本としつつ、他の法人における経験や、当該職員の業務や技能等を踏まえ、各事業所の裁量で設定することとする。	経験・技能のある介護職員を除く介護職員をいう。	介護職員以外の職員をいう。



※「c その他の職種」には、本部の人事、事業部で働く者など、法人内で介護に従事していない職員についても、その事業所における業務を行っていると判断できる場合には含めることができます。

② 事業所における配分方法

経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上、又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、既に賃金が年額440万円以上の者がいる場合には、上記の条件を新たに満たす必要はありません。

そのほか、当該賃金改善が困難な場合は合理的な説明を計画書に記載することにより、例外的に上記要件を満たしていないことが認められます。

(例) 小規模事業所等で加算額全体が少額である場合、職員全体の賃金水準が低い事業所などで、直ちに一人の賃金を引き上げることが困難な場合等

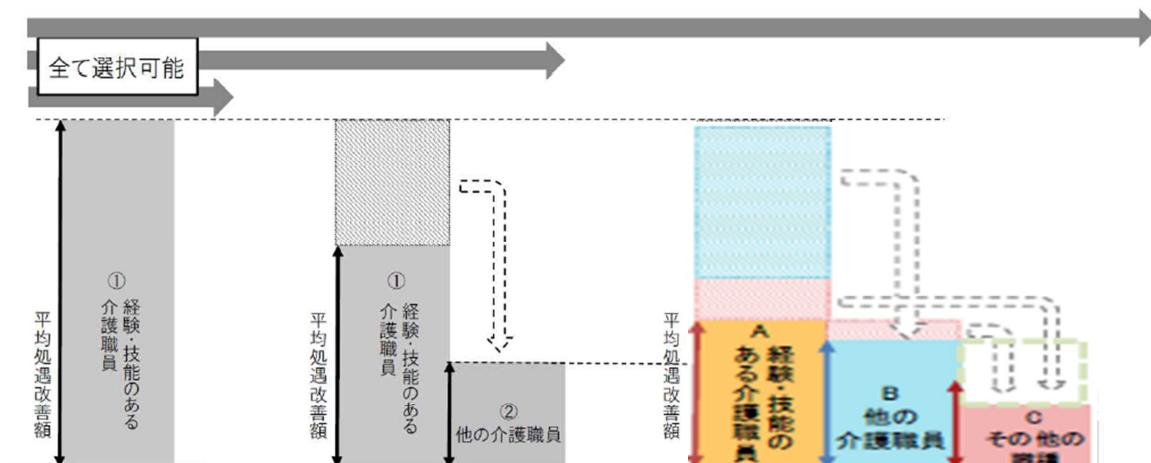
a 経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、b 他の介護職員の賃金改善に要する必要の見込み額の平均の2倍以上であることが必要です。

b 他の介護職員の賃金改善に要する費用の見込み額の平均が、c その他の職種の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であることが必要です。

c その他の職種の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らないこと。賃金改善前の賃金がすでに年額440万円を上回る場合には、当該職員は特定加算による賃金改善の対象となりません。

ただし、c その他の職種の平均賃金額がb 他の介護職員の平均賃金額を上回らない場合は柔軟な取扱いを認め、両グループの平均賃金改善額が等しくなる(1:1)までの改善が可能となります。

【配分方法のイメージ】





(2) 賃金改善以外の要件

介護福祉士の配置等要件 (特定加算Ⅰのみ)	サービス提供体制強化加算の最も上位の区分(定期巡回・随时対応型訪問介護看護サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ)を算定していること
現行加算要件	現行加算の(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得していること
職場環境等要件	「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」及び「その他」の各区分からそれぞれ1区分以上の取組を行なわなければなりません。
見える化要件	特定加算に基づく取組について、ホームページ等へ掲載していること(事業所内への掲示でも可)。

介護職員ベースアップ等支援加算

※届出必要

介護職員ベースアップ等支援加算は、令和4年10月より新設された加算です。
介護職員の処遇改善を図るため収入を3%程度(月額9,000円相当)引き上げるための措置として創設されました。

★加算額

対象介護事業所の介護職員(常勤換算)1人当たり月額平均9,000円の賃金引上げに相当する額。

対象サービスごとに介護職員数(常勤換算)に応じて必要な加算率を設定し、各事業所の介護報酬にその加算率を乗じて単位数を算出。

★算定要件

以下のすべてを満たすこと。

- ・処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得している事業所(現行の処遇改善加算の対象サービス事業所)であること。
- ・賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は介護職員等のベースアップ等(※)に使用すること。※「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」の引き上げのこと。
- ・ベースアップ等に充てた額以外(1/3以内)は、一時金・賞与で支給することや会社負担の法定福利費に充てることも可能。全体として、加算金の額を上回る賃金改善を行うこと。

★対象となる職種

- ・介護職員
- ・事業所の判断により、他の職員の他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることが出来るよう柔軟な運用を認める。